

〈特約条項〉

大丸松坂屋お得意様ゴールドカード特約

会員は、当社が取得・保有する個人情報について、株式会社大丸松坂屋百貨店、株式会社高知大丸との共同利用に関し、本重要事項4条の定めに加え、カード情報(会員番号、有効期限等)および下記情報を下記目的のために共同利用することに同意します。

【共同利用する個人情報】

本重要事項第1条の①、②(カード番号、利用枠、暗証番号、決済口座を除く)の個人情報(各取引に関する申込日に関する情報には大丸松坂屋お得意様ゴールドカード会員契約の申し込み及びその審査結果を含みます)

本重要事項第1条③の個人情報、すなわち会員の大丸松坂屋お得意様ゴールドカードの利用状況に関する個人情報(会員の会員資格の有無、利用可能残額を含みます)

【共同利用する目的】

株式会社大丸松坂屋百貨店、株式会社高知大丸における会員に対する販売活動、及び当社における会員との各取引の与信判断および与信後の管理を円滑にする為の利用。

【共同利用する個人情報の提供方法・利用範囲】

当社は個人情報の保護措置を講じたうえ、上記目的に必要な範囲内で、会員の個人情報を提供します。

QIRAポイント特約

第1条(本特約の目的)

本特約は、JFRカード株式会社(以下「当社」といいます)が発行するカードの会員(以下「会員」といいます)に対して、当社が提供するQIRAポイントサービス(以下「ポイント」といいます)の付与、利用等の条件を定めるものです。会員は、本特約に同意のうえ、ポイントを利用するものとします。

第2条(ポイント付与対象)

1. 会員が指定の加盟店(以下「加盟店」といいます)でカード利用により購入した商品または提供された役務等(以下「商品等」といいます)に対する利用代金に対して当社が定めるポイントを付与します。ただし、商品等によりポイント付与の対象外となる場合があります。
2. カードの種別または対象商品等により、ポイント付与のポイント率が異なる場合または対象とならない場合があります。詳細は別途定めるものとし、当社ホームページに掲載する等の方法で会員に告知します。
3. 本条1項での付与とは別に、キャンペーン等により特別な期間限定ポイントが付与されることがあります。
4. カード年会費、キャッシングサービス、カードローン等金融商品のご利用分など、当社がポイント対象外と指定するご利用分については、ポイント付与の対象となりません。

第3条(ポイントの付与時期)

1. 当社は、第2条1項で算定するポイントは毎月一定日(カード締切日)に締め切って集計し、毎月月末までに会員に付与します。なお、データの集計日により、ポイントの付与が翌月以降になることがあります。
2. 既にポイントが付与されているカード取引の解約あるいは分割払い・リボ払いでの利用分の一括返済等ポイントを減算すべき事情が生じた場合には、減算処理を行います。

第4条(ポイントの利用・交換)

1. ポイントは、当社が定める換算率により、大丸・松坂屋のポイントをはじめ、提携先ポイントへの移行及び当社が指定する賞品・サービスと交換できるものとします。詳細は当社ホームページに記載しております。
2. ポイントの利用は、本会員に限り手続きできるものとします。また、ポイントは有効期限の近いものから順に減算します。

第5条(ポイントの有効期間)

1. 獲得したポイントの有効期間は最大2年間とし、詳細は当社ホームページに掲載する等の方法で会員に告知します。有効期限までに使用されなかったポイントは失効するものとします。また、会員が会員資格を喪失した場合、その時点での保有ポイントは失効するものとします。
2. 第2条3項の期間限定ポイントの有効期間は、当社が別途定めるものとします。

第6条(第三者によるポイントの不正使用)

会員のカードのポイントが第三者によって不正に利用された場合、てん補いたしません。

第7条(賞品等の配送)

賞品等の配送先は国内の登録住所または国内ご指定のお届け先とします。

第8条(提携先ポイント等への移行)

1. 当社は提携先に対してポイント移行時の会員情報確認のため、氏名、提携先企業のお客様番号、ポイント数等の個人情報を提供することがあり、会員は同意するものとします。
2. 提携先ポイント等への移行は移行先の締日により移行時期が異なります。また、突発的事情により、移行が遅れる場合があります。

第9条(ポイントの譲渡等の禁止)

ポイントは相続、譲渡、譲受および借り受けすることはできません。

第10条(利用の停止・制限、資格の取消し)

1. ポイントの付与または利用に関して、会員が当社または対象加盟店に対し虚偽の申し出を行った場合、その他会員が不正の目的をもってポイントを獲得、利用したときは、当社は、会員に対して何らの通知・催告なく、ポイントまたはカードの利用を停止し、もしくは会員の資格を取消することができるものとします。また、この場合、当社からの請求があるときは、会員は不正に利用したポイント相当額を当社または加盟店に返金するものとします。
2. 会員が会員規約第15条、第23条、第25条いずれかに該当した場合、ポイントの利用が制限されることをあらかじめ承諾するものとします。

第11条(ポイントサービスの変更)

ポイントサービス内容は、社会情勢の変化等に応じて事前に予告なく変更する場合があります。変更内容については、当社のホームページに掲載することにより告知します。

第12条(一時的な利用の停止等)

当社はシステムのメンテナンスその他やむを得ない事情がある場合には、ポイントの利用等を行うためのホームページ等の利用を停止することがあります。この場合は、事前にホームページで告知します。また、緊急等やむを得ない事情が生じた場合には、予告なく利用を停止することがあります。なお、いずれの場合にも、会員がホームページ等を利用できなかったために被った損害について、当社は賠償の責を負わないものとします。

第13条(本特約の変更)

当社が、本特約を変更しようとするときは、事前に当社のホームページに変更内容を掲載することにより告知します。

第14条(本特約の優先適用)

本特約条項と会員規約において重複する事項については、本特約条項を優先します。

大丸・松坂屋のポイント特約

第1条(ポイントの付与対象)

1. JFRカード株式会社(以下「カード会社」といいます)が発行するカード(以下「カード」といいます)で支払った、株式会社大丸松坂屋百貨店および株式会社博多大丸(以下「加盟店」といいます)での利用代金については各社が定める大丸・松坂屋のポイント(以下「ポイント」といいます)を付与します。
2. 前項について、現金、大丸・松坂屋商品券、全国百貨店共通商品

券等での同時入金の場合(カード提示と同時入金の場合に限り
ます)においてもポイントを付与します。

第2条(ポイントの内容)

カード会社が発行するカードの会員(以下「会員」といいます)
に付与されるポイントの基本的な内容は次の通りです。

- ① 株式会社大丸松坂屋百貨店では、買上商品100円(本体価格)
につき、普通商品は5ポイント、特価品・食品・レストラン・喫茶は
1ポイントを付与します。
- ② 株式会社博多大丸では、買上商品100円(本体価格)につき1ポ
イントを付与します。

第3条(ボーナスポイント)

前条1項①および②のポイントについて、入会日直後の16日を
開始日とする1年間(以下「積立期間」といいます)を前期・後期(各
6ヵ月)に分けた各期の半年間の累計獲得ポイントに対して次のボ
ーナスポイントを付与します。なお、付与時期は各期の満了日の翌
月20日とします。

半年間の獲得対象ポイント	ボーナスポイント
15,000以上	対象ポイントの100%
10,000以上 15,000未満	対象ポイントの 50%
5,000以上 10,000未満	対象ポイントの 20%

※獲得対象ポイント5,000ポイント未満は、ボーナスポイントの対
象となりません。

第4条(ポイントの利用)

獲得されたポイントは、1ポイントを1円として換算し、加盟店にお
いて、次回以降の買い物の際の支払代金として利用できます。ただ
し、通信販売、インターネットショッピングなどで、利用できない場合
があります。

第5条(ポイントの有効期間)

積立期間中に獲得したポイントの有効期間は、積立期間満了後
の翌年1年間(期間満了日から1年後の月末まで)とし、その期間に
利用されなかったポイントは自動的に失効します。

第6条(第三者によるポイントの不正使用)

会員のカードのポイントが第三者によって不正に利用された場
合、てん補いたしません。

第7条(ポイントの譲渡等の禁止)

ポイントは相続、譲渡、譲受および借り受けすることはできません。

第8条(利用の停止・制限、資格の取消し)

1. ポイントの付与または利用に関して、会員がカード会社または加
盟店に対し虚偽の申し出を行った場合、その他会員が不正の目
的をもってポイントを獲得、利用したときは、カード会社は、会員
に対して何らの通知・催告なく、ポイントまたはカードの利用を停
止し、もしくは会員の資格を取消すことができるものとします。ま
た、この場合、カード会社からの請求があるときは、会員は不正に
利用したポイント相当額を加盟店に返金するものとします。
2. 会員が会員規約第15条、第23条、第25条いずれかに該当した
場合、ポイントの利用が制限されることをあらかじめ承諾するも
のとはします。

第9条(変更、中止)

会員は、ポイントサービスについて会員への予告または通知なし
に変更もしくは中止される場合があることをあらかじめ承諾する
ものとします。

第10条(本特約の優先適用)

本特約条項と会員規約に重複する事項については、本特約条項
を優先します。

マイ・ペイすりボ会員特約

第1条(総則)

JFRカード株式会社(以下「当社」といいます)に対し、本特約および会員規約を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすりボ会員とします。

第2条(カード利用代金の支払区分)

1. 本カードの支払区分は、会員規約第32条にかかわらず、翌月一括払いを指定した場合でも、当該カードショッピング代金が、本会員が次項の支払いコースを指定したときに指定した金額を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、回数指定分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が翌月一括払いとなる場合があります。
2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第33条にかかわらず次の通りとします。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月に加算した額を支払う方法とすることができます。
〈元金定額コース(with out方式)〉支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円以上3万円まで1万円単位〔ゴールドは1万円以上3万円まで1万円単位〕)。ただし、当社が適当と認めた場合は4万円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が指定した金額に満たないときはその金額)に次項に定める手数料を加算した額。
3. 手数料額は、下記の方法で算出するものとします。
 - ① 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高に対し、当社所定の手数料率により1年を365日(閏年は年366日)として日割計算した金額を1ヵ月分として支払期日に後払いするものとします。
 - ② 新規に利用した代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条(弁済金の臨時増額)

当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が申し出を行い当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額して支払うことができます。

第4条(支払方法の中止)

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申し出を行うものとします。

第5条(マイ・ペイすりボの設定)

マイ・ペイすりボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申し出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりボの設定は取消するものとします。また、リボルビング払い利用枠を超えてカードを利用した場合は、原則として超過した金額を翌月一括払いの扱いとして支払うものとします。

第6条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については会員規約を適用します。

《マイ・ペイすりボ リボルビング払いのお支払例》

■一般カードの場合

※元金定額コース5千円 15.0%(実質年率)

※9月16日～10月15日に50,000円ご利用の場合

	初回お支払い (11月10日)	第2回お支払い (12月10日)
お支払い金額(弁済金)	5,000円	5,092円
内元金	5,000円	5,000円
内手数料	0円	92円※1
お支払い後元金残高	45,000円	40,000円

※1 手数料計算方法

$$45,000\text{円} \times 15.0\% \times 5\text{日}(11/11 \sim 11/15) \div 365^{*2}$$

※2 日割計算のため、ご利用日・お支払日によって異なります。

■ゴールドカードの場合

※元金定額コース1万円 12.0%(実質年率)

※9月16日～10月15日に50,000円ご利用の場合

	初回お支払い (11月10日)	第2回お支払い (12月10日)
お支払い金額(弁済金)	10,000円	10,065円
内元金	10,000円	10,000円
内手数料	0円	65円 ^{*1}
お支払い後元金残高	40,000円	30,000円

※1 手数料計算方法

$$40,000\text{円} \times 12.0\% \times 5\text{日}(11/11 \sim 11/15) \div 365^{*2}$$

※2 日割計算のため、ご利用日・お支払日によって異なります。